



旭川市報道依頼

各報道機関 様

令和 4 年 6 月 1 4 日

発信課	子育て支援部子育て助成課
担当者	逸見
連絡先	電 話 25-6446
	F A X 26-5722
	E-mail kosodatejosei@city.asahikawa.lg.jp

分 類	イベント・行事 募集 契約・入札 会議・説明会 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (該当する分類を囲むこと。)
日 程	6 月 2 0 日 ~ 月 日
発表項目 (行事名)	令和 4 年度子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分) の支給について
概 要 (趣旨・日時・場所・内容等を記入すること。)	令和 4 年度子育て世帯生活支援特別給付金について、旭川市における令和 4 年 4 月分の児童扶養手当受給者への支給日が確定しました。 支給日は令和 4 年 6 月 2 0 日です。 なお、令和 4 年 6 月 1 0 日時点で令和 4 年 4 月分の児童扶養手当の認定が済んでいない方や、手当が差止となっている方は 7 月下旬以降に順次支給します。 詳細については、別紙のとおりです。
添付資料	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無 子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分, その他世帯分) について
報道 (取材) に当たってのお願い	広く報道をお願いします。
備 考	

子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯,その他世帯) について

原油価格・物価高騰等への緊急対策として、児童扶養手当受給のひとり親世帯や住民税が非課税のその他の子育て世帯等を支援する「令和4年度 子育て世帯生活支援特別給付金」を支給します。

支給要件 (概要)

■ 支給対象者 (想定児童数 約 9,000 人)

ひとり親 (児童扶養手当受給) 世帯等の方

- ①令和4年4月分の児童扶養手当の受給者
- ②公的年金給付等を受けていることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
- ③経済情勢の影響を受け、家計が急変し収入が児童扶養手当受給者と同じ水準となっている方

その他 (住民税が非課税) 世帯等の方

- ④令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている者、及び令和4年5月から令和5年2月までの新規の児童手当又は特別児童扶養手当の支給認定者であって、令和4年度分の住民税均等割が非課税である方 (児童手当については、公務員受給者を除く。)
- ⑤経済情勢の影響を受け、家計が急変し令和4年度の非課税世帯と同様の事情にある者
- ⑥高校生 (の年齢) の児童のみを養育している方等

■ 支給額

【基本給付】児童1人当たり一律5万円 (全額国庫負担 10 / 10)

申請方法

上記①・④の対象者は申請不要です。

上記②・③・⑤の方は申請が必要です (令和5年2月28日申請期限)。なお、⑥の対象者で令和3年度に未申請の方は申請が必要となります。

上記②・③の方への申請のお知らせは、6月下旬頃発送予定です。

支給方法

上記①の対象者には、6月7日に通知、6月20日支給。

④の対象者及び⑥の申請が不要の方には7月上旬に通知、7月末までに支給予定。

上記②・③・⑤・⑥の申請が必要な対象者は、7月中旬頃に申請受付開始し、申請内容を確認後、順次支給します。

その他

上記支給対象者への北海道からの上乗せ支給 (児童1人当たり一律1万円) については、7月以降に支給する本給付金と合わせて支給予定 (6月20日支給済の対象者分は別途7月下旬頃支給予定)。

また、上記支給対象者以外の児童への旭川市独自の給付金 (児童1人当たり一律2万円) については、8月上旬に申請受付開始し、申請内容を確認後、順次支給します。